

柏崎市採用活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等が実施する採用活動の経費に対し、採用活動支援補助金を交付することにより、中小企業者等の人材確保及び本市の定住人口の増加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者

イ 常時使用する従業員数が300人以下の医療法人、社会福祉法人、財団法人又は社団法人

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が認めた者

(2) 採用活動 当該年度に中小企業者等が実施した別表の活動をいう。

(手続)

第3条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、市内に本社又は本部等がある中小企業者等とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者

(2) 国、地方公共団体及びこれらから出資を受けている者

(3) 過去に柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金において本補助金の申請メニューと重複する補助を受けた事業者

(4) 過去に柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金

において本補助金の申請メニューと重複する補助を受けた事業者

(補助金の交付額)

第5条 補助の対象となる経費、補助率、補助上限額及び申請回数は、別表のとおりとする。ただし、交付額に千円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。

2 本補助金以外の国、地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受ける場合は、本事業の補助対象としない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、柏崎市採用活動支援補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときは柏崎市採用活動支援補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、不交付の決定をするときは柏崎市採用活動支援補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)が、事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ、柏崎市採用活動支援補助金変更交付申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、事業の変更交付決定を行い、柏崎市採用活動支援補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)により交付決定事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第9条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、速やかに柏崎市採用活動支援補助金中止届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定事業者は、補助事業が終了したときは、当該年度の3月31日までに、柏崎市採用活動支援補助金実績報告書(別記第7号様式)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、柏崎市採用活動支援補助金確定通知書(別記第8号様式)により、交付決定事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の中止届の提出があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、柏崎市採用活動支援補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により通知するとともに、既に補助金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力事項)

第13条 交付決定事業者は、補助事業及び補助金の評価に係る情報提供並びにアンケート調査及びヒアリングへの対応について市に協力するとともに、市が実施する市内中小企業者等の雇用促進に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。
(関係要綱の廃止)
- 3 新潟県柏崎市就職情報発信事業助成金交付要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(旧要綱に基づく処分等の効力)
- 4 この要綱施行の際現に旧要綱の規定による補助金の交付決定を受けている者については、旧要綱第11条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

| メニュー | 対象経費 | 補助率 | 補助上限額 | 申請回数 |
|-----------------------|--------------------------------------|-----|-------|---------------------------|
| 採用情報を掲載したホームページの新設・改修 | 委託費及びそれに準ずるもの(消費税及び地方消費税額を除く) | 1/2 | 30万円 | 1 事業者につき各メニュー1回限り利用可能とする。 |
| 就職情報ポータルサイトの利用 | ポータルサイト掲載料及びそれに準ずるもの(消費税及び地方消費税額を除く) | | 15万円 | |
| 採用手段の強化・充実 | 出展料、手数料、委託費等当該事業内容から市長が必 | | 30万円 | |

| | | | | |
|--------------|------------------------------------|--|------------------|--|
| | 要であると認めた経費（消費税及び地方消費税額を除く） | | | |
| インターンシップ等の受入 | インターンシップ等の実施に当たり、負担した参加学生の交通費及び宿泊費 | | 参加学生 1 人につき 3 万円 | 毎年度利用可能とする。ただし、同一年度においては、1 事業者 3 人までとする。 |

※ メニューの定義は、次のとおりとする。

(1) 採用情報を掲載したホームページの新設・改修

補助事業者が、採用情報を発信するホームページ等を新規に開設又は改修する事業

(2) 就職情報ポータルサイトの利用

補助事業者が、大学又は専門学校等を新規に卒業する学生等に向け、就職情報を提供するとともに、企業等の人材確保を支援することを目的としたウェブサイトを利用する事業。ただし、過去に旧要綱によって助成を受けた場合は、対象としない。

(3) 採用手段の強化・充実

補助事業者が、職員採用を目的としたパンフレット等の作成又は就職関連イベントへ出展する等採用手段の強化・充実を図る事業

(4) インターンシップ等の受入

補助事業者が、募集して対面で実施するインターンシップ等（職業体験及び職業体験を必須としていない会社説明会又は職場見学会）に参加する学生（高校生以下を除く。）に対し、交通費及び宿泊費を支援する事業